

令和2年5月7日

東京都立稔ヶ丘高等学校長

大場 充

5月11日（月）以降の学校の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年5月31日まで延長されたことを受け、5月11日（月）以降の学校の対応につきましては、国の緊急事態宣言の動向や都知事の要請内容を踏まえ、生徒の健康を第一に考えて、下記のとおりといたします。

記

1 学校の臨時休業の延長について

緊急事態宣言の期間の延長を受け、5月11日（月）から5月31日（日）まで、臨時休業とします。

2 臨時休業中の生徒対応について

面談指導として、個別にお知らせする場合があります。

3 6月1日（月）以降の対応について

今後、学校ホームページにてお知らせいたします。

4 家庭学習について

自宅学習の支援として、学校ホームページ等で教材を配信し、家庭での学習が十分に行えるよう、対応いたします。随時、学校ホームページの確認をお願いいたします。

【問い合わせ先】

副校長 荒川 留美

渡邊 幸盛

電話 03-3970-8655